



大川市 移住支援金

支給金額

単身 60万円

世帯 100万円

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、
お子様1人につき100万円を加算

移住の要件

(1)～(3)のすべてに該当する方

(1)転入する前の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上東京圏、名古屋圏又は大阪圏に在住していた方。(就業等要件の(7)に該当する方は東京圏の在住に限る。)

※東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)名古屋圏(岐阜県、愛知県及び三重県)
大阪圏(京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)

※農林漁業の研修を受講するため大川市以外の自治体に住所を変更した場合は、
当該住所変更の直前となります。

(2)移住支援金の申請日において、転入後1年以内である方

※農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は、算定に含めない。

(3)市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある方

就業等の要件

(1)～(7)のいずれかに該当する方 ※個別要件あり

(1)福岡県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人にて新規就業した方

(2)プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就職した方

(3)人材確保困難職種(*)に特定の就職支援サイトや無料職業紹介所を通じて福岡県内の事業所に就職した方

(*)農林漁業職、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、介護職

(4)市町村等が実施する人材確保支援策を活用し自営での農林漁業へ就業した方

(5)本人の意思で移住し、テレワーク勤務を行う方(原則、恒常的に通勤せず、かつ週20時間以上テレワークを実施すること)、または福岡県テレワーク推進起業移住体験促進事業に参加した方

(6)福岡県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方

(7)関係人口要件 …東京圏に在住の方限定

【関係人口要件】大川市公式 LINE に登録し、以下のいずれかに該当する方

・過去に大川市にふるさと納税を寄付した方 ・過去に大川市に1年以上住民登録をしている方

・過去に観光等の理由により大川市を訪問し、市内飲食店や宿泊施設等を利用した方(領収証等で証明できる方)

【就業要件】以下のいずれかに該当し、5年以上継続して就業する意思を有している方

①市内で農水産業に就業している方 ②市内でインテリア関連製造業に就業している方

【年齢要件】申請時に35歳以下の方

※要件が満たせなかった場合、移住支援金の返還を求める場合があります。

【問合せ】大川市 企画課 企画・女性政策係 〒831-8601 福岡県大川市大字酒見256-1
電話:0944-85-5553 E-mail:okwjosei_k@city.okawa.lg.jp

